

令和 8 年第 8 回小金井市教育委員会定例会議事日程

令和 8 年 7 月 2 8 日（火）
午後 1 時 3 0 分開会
第 2 庁舎 8 階 8 0 1 会議室

日程	議 題	
第 1		会議録署名委員の指名
第 2	協 議 第 3 号	令和 9 年度小金井市立小中学校始業式・入学式の実施日の変更について
第 3	報 告 事 項	1 就学事務に係る事務取扱について
		2 その他
		3 今後の日程

協議第 3 号

令和 9 年度小金井市立小中学校始業式・入学式の実施日の変更について

令和 9 年度小金井市立小中学校始業式・入学式の実施日の変更について協議を求める。

令和 8 年 7 月 2 8 日提出

小金井市教育委員会

教育長 大 熊 雅 士

(提案理由)

令和 9 年度小金井市立小中学校始業式・入学式の実施日の変更に当たり、本案について協議を求めるものであります。

令和9年度始業式・入学式の実施日の変更について

1 背景と目的

小金井市立小学校においては、始業式及び入学式がそれぞれ同日に行われているため、子どもたちとの出会いとなる始業式に、十分な時間を確保できない状況があった。また、新学期に向けた準備期間が短いことが課題となっている。

近隣他市においても、児童・生徒の教育環境の改善及び教職員の働き方改革を目的として、始業式及び入学式の日程を見直す動きが広がっている。

現状を踏まえ、令和9年度の始業式及び入学式の日程を小金井市立学校の管理運営に関する規則（昭和53年教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）第3条の2第1項第4号の規定に基づき変更する。

2 令和9年度の日程

	春季休業日	休業日	始業式	入学式
小学校	3月26日～4月5日	4月6日	4月7日（午前）	4月8日（午後）
中学校	3月26日～4月5日	4月6日	4月7日（午前）	4月8日（午前）

3 近隣他市の状況

市名	始業式	小学校入学式	中学校入学式	備考
立川市	4月6日	4月8日	4月7日	令和7年度から管理運営規則を改正
昭島市	4月6日	4月8日午後	4月7日	令和8年度から実施
小平市	4月6日	4月8日午後	4月7日午前	令和7年度から実施
国分寺市	4月6日	4月7日午後	4月7日午前	令和8年度より小・中とも同日に実施
国立市	4月8日	4月8日	4月8日	令和7年度より、4月初めの平日5日間を新年度準備期間とし、翌日（4月8日）から始業式・入学式を実施

※各市の情報は本市で把握している範囲によるもの。

4 効果及び利点（メリット）

- (1) 休業日が1日増えることで、4月1日から必ず4日間の準備日を確保でき、始業式の準備及び会議に時間的なゆとりが生まれる。
- (2) 小学校では始業式と入学式の準備作業が重ならないようにすることで、児童及び教員の負担を軽減し、新たな学級で教員と子どもたちが向き合う時間を十分に確保できる。

5 課題及びデメリット

(1) 時数調整

始業式及び入学式の日程を後ろにずらすことに伴い、年間の授業時数を確保するため、年度内の別の時期で時数を調整する必要性が生じ、他の時期にしわ寄せが及ぶ。

(2) 準備期間の短縮

4月当初に児童・生徒とともに作り上げ、準備する行事（1年生を迎える会など）について、準備に充てられる期間が短くなる。

6 今後の見通し

本案については、令和9年度を試行期間と位置付け、実施状況の検証を行った上で、規則の改正を行う。

今後の就学事務に係る事務取扱について

- 1 令和9年度以降における第三小学校区からの隣接校への特例入学制度については、以下の点から実施しないものとする。
 - (1) 住民基本台帳に基づく将来推計によると、第三小学校については、令和7年度の27学級をピークとして現状維持もしくは減少傾向にある。
 - (2) 特例入学先として希望者が多い第一小学校については、新校舎改築等工事期間中、校庭の利用ができない状況にある。また、来年度教室の増も見込まれる状況である。
 - (3) 東小学校については、新築マンションの建築があるなど、令和8年度以降も増加する見込みもあり、特例入学制度による受入れができない。
- 2 第三小学校区域からの特例入学者に係る中学校進学時の取扱い
 - (1) 特例入学者は、次の中学校から選択できるものとする。
 - ア 特例入学先小学校につながる第一中学校（第二小学校入学者）、第二中学校（第一小学校入学者）、東中学校（東小学校入学者）
 - イ 住所地指定校である緑中学校
 - (2) 対象者には「選択可能である」旨を通知し、12月までに進学先の希望を提出してもらう。
 - (3) 特例入学者を基準として兄弟姉妹要件により同様に指定学校変更している児童についても同じ取扱いとする。
- 3 小金井市立学校の区域外就学等の取扱いに関する要綱第4条第4項（下校後の監護）の認可基準見直し
 - (1) 「両親に代わる保護者」の明確化
 - ア 知人は、対象外とする。
 - イ 民法上の親族に限定する。（祖父祖母、おじおば、兄弟等、要綱に列挙する予定）ただし里親宅や下宿先など特別な事情は、教育的配慮により個別判断とする。
 - (2) 「下校後の監護」の明確化
 - ア 日常的・継続的な保護、見守り、養育が行われることを要件とし、その詳細について、両親に代わる保護者からの同意書へ記載を求めるとともに、学校への情報共有に

についても同意を得る予定である。

イ 保護者の勤務地又は親族宅所在地の学区への就学に限り認める。

(3) 実施時期等

令和8年8月1日施行とするが、庁内関係部署との調整により、令和8年度及び令和9年度については、経過措置として従前の例により許可する期間を設ける予定。

なお、大規模化等により学校運営上支障をきたす場合についてはこの限りではない。

教育委員会の今後の日程

令和8年7月28日

会 議 名	日 時	場 所
東京都市町村教育委員会連合会 第2回理事会 第1回理事研修会	8月13日(木) 14時15分	東京自治会館 大会議室
令和8年 第9回教育委員会定例会	8月25日(火) 午後1時30分	801会議室
令和8年 第10回教育委員会定例会	10月13日(火) 午後1時30分	801会議室
市教育委員会訪問	10月28日(水) 午前10時25分	小金井第三小学校